

独立行政法人日本学生支援機構

平成21年規程第23号

最近改正 令和7年規程第18号

留学生交流支援制度（長期派遣）実施規程を次のように定める。

平成21年4月1日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 梶 山 千 里

海外留学支援制度（大学院学位取得型）実施規程

（目的）

第1条 この制度は、我が国から諸外国及び諸地域（以下「諸外国等」という。）に所在する大学（以下「留学先大学」という。）へ留学する日本人学生等に対し、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が、教育研究活動に必要な経費を支援することにより、留学生交流の一層の拡充を図り、我が国と諸外国との相互理解と友好親善を増進するとともに、国際的にも指導的立場で活躍できる優秀な人材の育成及び我が国の国際化・国際競争力強化に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、「派遣留学生」とは、修士又は博士の学位を取得するために留学（我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラムによる留学を含む。）する日本人学生等で、留学先大学における学位取得のための正式な教育課程の間、本制度により教育研究活動に対する支援を受ける者をいう。

（支援の対象者）

第3条 この制度により、支援の対象となる者は、日本国籍を有する者又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の永住者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者とする。

（資格及び条件）

第4条 この制度により、派遣留学生として支援を受ける資格を有する者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1） 次のいずれかに該当する者

ア 留学期間終了後、大学や研究機関等において、我が国の国際競争力の強化や国際社会への知的貢献に資する教育研究を行う意思を有する者

イ 留学期間終了後、国際機関等の中核的な職員として国際貢献に資する活動を行う意思を有する者

ウ 留学期間終了後、その他の機関において、ア又はイに類する活動を行う意思を有する者

- (2) 募集年度の4月1日現在の年齢が、別に定める年齢である者
 - (3) 原則として、大学を卒業し学士の学位を有している者
 - (4) 支援期間開始時に、大学、企業等に雇用されていない者
 - (5) 支援期間中において報酬を伴う労働に従事していない者。ただし、次の条件を満たす場合は、この限りでない。
 - ア 学位取得に向けた学修・研究活動等の遂行に支障が生じないこと。
 - イ 学位取得に遅れが生じないこと。
 - (6) 留学先大学での主たる使用言語の語学能力が、別に定める水準以上である者
 - (7) 次の区分に応じ、それぞれ次に定める期間の学業成績に基づき、別に定める水準以上である者
 - ア 第7条第1項に規定する書類（以下この号において単に「書類」という。）提出時点で大学（大学院を含む。以下この号において同じ。）に在籍している場合
 - (ア) 書類提出時点までに、在籍大学の学業成績が判明しているとき 在籍大学の第一学年から書類提出時点までに判明している学業成績
 - (イ) 書類提出時点までに在籍大学の学業成績が判明していないとき 直前まで在籍していた学校における全ての学業成績
 - イ 書類提出時点で大学に在籍していない場合 直前まで在籍していた学校における全ての学業成績
 - ウ やむを得ない事情により、ア及びイに定める期間の学業成績が判明していない場合 機構が別に定める期間の学業成績
 - (8) 留学先大学での取得予定学位が、取得済み学位と同分野かつ同レベルでない者
 - (9) 留学先大学での勉学に耐えられる健康状態である者
 - (10) この制度の支給対象となる月において、業務方法書（平成16年4月1日文部科学大臣認可。以下「業務方法書」という。）第34条第2号に規定する海外留学支援制度（協定派遣）又は第34条の2に規定する官民協働海外留学支援制度による支援を受けていない者
 - (11) その他理事長が必要と認める条件を満たす者（支援の内容）
- 2 前項各号に掲げる要件を満たす者で、次の全ての条件を満たす者を特別枠とする。
- ア 別に定める国際的に評価の高い大学を留学先大学とする者
 - イ 別に定める対象分野を専攻する者
 - ウ 博士の学位を取得する者

第5条 機構は、派遣留学生に対し、業務方法書第34条第4号及び第35条に基づき、次の表のとおり奨学金及び渡航支援金を支給する。

令和6年度以降の派遣（第4条第1項で定める者）

給付内容	区分	給付額
奨学金	区分A	月額 388,000円

	区分B	月額 335,000円
	区分C	月額 330,000円
	区分D	月額 277,000円
	区分E	月額 280,000円
	区分F	月額 227,000円
	区分G	月額 230,000円
	区分H	月額 177,000円
備考 各区分に属する留学先国・地域については、別に定める。		

特別枠（第4条第2項で定める者）

国・地域	給付額
アメリカ合衆国	月額 833,000円
英国	月額 771,000円
カナダ	月額 388,000円
シンガポール	月額 771,000円
オーストラリア	月額 584,000円
香港	月額 456,000円
中国	月額 227,000円
大韓民国	月額 227,000円
ドイツ	月額 230,000円
フランス	月額 262,000円
スイス	月額 262,000円
オランダ	月額 388,000円

令和7年度以降の派遣

給付内容	給付額
渡航支援金	10,000円

令和5年度以前の派遣

給付内容	地域区分	給付額
奨学金	指定都市	月額 180,000円
	甲地方	月額 145,000円
	乙地方	月額 127,000円
	丙地方	月額 98,000円

備考 奨学金の地域区分については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）に定める区分によるものとする。

- 奨学金は原則として1月分ごとに支給する。
- 支給期間は、修士の学位を取得する課程は2年、博士の学位を取得する課程は原則3年を限度とする。
- 渡航支援金は新規採用者の支援開始時に支給する。
（選考方針等の決定）

第6条 理事長は、組織運営規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第10号）第30条の規定に基づき、別に設置する海外留学支援制度（大学院学位取得型）実施委員会（以下「委員会」という。）に諮り、この制度に係る選考方針及び選考

基準等を審議の上決定する。

（派遣留学生留学計画等の提出）

第7条 この制度により支援を希望する日本人学生等は、在学者においては在学する我が国の大学の長、卒業者又は修了者においては卒業又は修了した我が国の大学の長（以下「大学長」という。）へ申請の上、留学計画等を理事長に提出するものとする。

2 この制度により支援を希望する日本人学生等で、前項に規定する方法によることができない者については、国内で確実に連絡をとることができる連絡者を有することを条件に、大学長へ申請せずに留学計画等を理事長に提出すること（以下「個人応募」という。）ができる。

（留学計画等の審査）

第8条 理事長は、組織運営規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第10号）第30条の規定に基づき、別に設置する海外留学支援制度（大学院学位取得型）審査会において、第6条により決定された選考方針及び選考基準等に基づき、前条第1項又は第2項により提出のあった留学計画等を審査の上、派遣留学生候補者を決定する。

（派遣留学生の決定及び通知）

第9条 理事長は、前条により審査された留学計画等に基づき、委員会に諮り、前条により決定された候補者を審査の上、派遣留学生としての採否を決定し、応募者及び大学長に通知する。

（奨学金及び渡航支援金の支給）

第10条 派遣留学生に対する奨学金及び渡航支援金の支給は、別に定める方法により行う。

（留学状況の報告）

第11条 大学長は、派遣留学生から、留学期間中6箇月に一度及び留学期間終了後速やかに、次の各号に定める報告を受けるものとする。

（1）留学期間中6箇月に一度 学習・研究状況に関する報告

（2）留学期間終了後 学習・研究成果に関する報告

2 大学長は、前項により受けた報告を取りまとめた上、別に定める関係書類により、理事長に報告するものとする。

（立入検査等）

第12条 理事長は、この制度の適正な実施のために必要があると認めるときは、我が国の大学に対してこの制度の実施状況等の報告を求め、又は機構職員に我が国の大学の事務所又は事業場等に立ち入り、この制度の実施状況又は帳簿書類その他関係書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（是正のための措置等）

第13条 理事長は、第11条の報告、前条の検査の結果その他相当の理由により、この制度の実施状況が適正でないと認めるときは、これを是正するための措置をとるべきことを大学長に対して命ずることができる。

- 2 理事長は、我が国の大学が、偽りその他不正の行為を行った場合、別に定めるところにより当該大学に対して必要な措置を行うことができる。

(個人応募)

第14条 第7条第2項に規定する個人応募による場合にあっては、第9条中「応募者及び大学長」とあるのは「応募者」と、第11条第1項中「大学長」とあるのは「理事長」と読み替えるものとし、第11条第2項の規定は、適用しない。

(事務処理)

第15条 この制度に係る事務は、留学生事業部海外留学支援課において処理する。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、この制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(奨学金等の支給期間の特例)

- 2 第5条第3項の規定にかかわらず、機構は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の影響により学修・研究期間に変更が生じた派遣留学生に対し、奨学金等の支給期間の変更を承認することができる。

(留学継続特別奨学金による特例)

- 3 第5条の規定にかかわらず、機構は、派遣学生に対し、令和6年度一般会計補正予算（第1号）において、留学継続支援に要する費用の補助として措置された財源により、別に定める奨学金を支給することができる。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第44号）

この規程は、平成21年11月20日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成23年規程第1号） 抄

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成24年規程第16号）

この規程は、平成24年6月13日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成25年規程第8号） 抄

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成26年規程第10号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前の留学生交流支援制度（長期派遣）により、施行日の前日において奨学

金等の給付を受けていた者で、施行日以後引き続き奨学金等の給付を受ける者については、施行日以降、海外留学支援制度（長期派遣）にて支援する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成26年規程第13号） 抄
（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成27年規程第12号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前の海外留学支援制度（長期派遣）により、施行日の前日において奨学金等の給付を受けていた者で、施行日以後引き続き奨学金等の給付を受ける者については、施行日以降、海外留学支援制度（大学院学位取得型）にて支援する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成29年規程第3号）

この規程は、平成29年3月29日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成29年規程第31号）

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成30年規程第29号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年10月18日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の規定は、平成31年度以降に新たに実施する海外留学支援制度（大学院学位取得型）による支援について適用し、平成30年度以前に開始した海外留学支援制度（大学院学位取得型）による支援については、なお従前の例による。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和元年規程第6号）

この規程は、令和元年9月11日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和2年規程第26号）

この規程は、令和2年10月2日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和3年規程第4号）

この規程は、令和3年2月19日から施行し、改正後の附則第2項の規定は令和2年6月19日から、第7条から第9条まで及び第14条の規定は、令和2年9月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和4年規程第15号）

この規程は、令和4年9月1日から施行し、改正後の第4条第7号の規定は、令和3年9月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和5年規程第8号）

この規程は、令和5年4月1日から施行し、改正後の附則第3項の規定は、令和5年1月6日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和6年規程第9号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和7年規程第3号）

この規程は、令和7年1月15日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和7年規程第18号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。